

## 8 与論町ヨロン島サンゴ礁条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、与論町ヨロン島サンゴ礁条例（平成19年条例第14号。以下「条例」という。）による基金の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、寄附の申込書（様式第1号）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、寄附者からの寄附が次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附の受け入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

(1) 公序良俗に反するものと思料される場合

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認める場合

3 町長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておくなければならない。

(寄附金台帳等の作成)

第3条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を（様式第2号）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておくなければならない。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、一口5千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。